第１の４②中「中波放送について、」に改め、「混信対策」の次に「、地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策（地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。）」を加え、同４に次のように加える。

(4)　テレビジョン放送（地上系）を行う３W以下の中継局（移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第14号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。）を行うものを除く。）

第１の５を次のように改める。

５　移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数は次のものとする。

97MHz(注)
101.285714MHz
105.571429MHz
207.5MHz以上222MHz以下の周波数

(注)　97MHzの周波数の電波の使用は、101.285714MHz又は105.571429MHzの周波数の電波を使用する放送局を開設する際に、混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合に限る。

第１の６中「超短波放送を行う基幹放送局」の次に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加える。

第１の11③中「（地上系）」の次に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加える。

○総務省告示第四百四十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、平成二十年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

第１項第１号中「放送を行うもの」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加える。

○総務省告示第四百四十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十一条の三第二項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第三百号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

６の項注３中「超短波放送局及びテレビジョン放送局」を「超短波放送、テレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う地上基幹放送局」に改める。

○総務省告示第四百四十五号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十六条第五項第四号の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

第四号中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改める。

第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第九十四条第一項の規定により移動受信用地上基幹放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送を行うものに限る。）の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、周波数の能率的な利用の観点からの当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の要請に基づきその指定された中央の周波数又は三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する三セグメント形式のＯＦＤＭフレームをいう。）若しくは一セグメント形式のＯＦＤＭフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のＯＦＤＭフレームをいう。）の別を変更しようとするとき

○総務省告示第四百四十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第一号の二第一の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

別表第十五号中

「

マルチメディア放送	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４章第１節に規定される方式により放送するもの	標準放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４章第１節に規定する方式により放送するものの旨すこと。

」を

「

マルチメディア放送	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４章第２節に規定する方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。
	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４章第１節に規定する方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。

」に、

「

標準テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第５節第３節に規定される方式により放送を行うもの
		標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第６節に規定される方式により放送を行うもの
		標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第６節に規定される方式により放送を行うもの
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第５節に規定される方式により放送を行うもの

」